入　札　公　告

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので公告する。

１．入札に付する事項（件名）

家畜診療所医薬品等管理システムの導入及び運用保守業務

２．発注の内容

詳細は、別紙「医薬品等管理システム仕様書」のとおり

３．納入場所

香川県農業共済組合本所及び家畜診療所（生産獣医療センターを含む）

４．納入期限

令和９年３月 31 日までに納入、令和９年４月１日より契約開始

５．入札の参加資格

①別紙、香川県農業共済組合入札手順等について（入札心得）の内容を順守できる者
②当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
③「医薬品等管理システム仕様書」の応札要件の（１）第三者機関認定等及び（２）導入・保守実績の条件を満たす者

６．入札申込書提出期限

令和８年 12 月４日（金）午後５時まで
ＮＯＳＡＩ香川ホームページに掲載している「入札申込書」を提出するものとする。メール及びファックスでも受け付けるが、原本についても送信後速やかに持参又は郵送により提出すること。

７．入札書提出期限

令和８年 12 月 21 日（月）午後５時
簡易書留または一般書留で、上記期日に当組合に必着すること。

８．入札（開札）方法、日時等

日時：令和８年 12 月 22 日（火）午前 11 時より
場所：香川県高松市三名町東原５－６　香川県農業共済組合　３階会議室
予定価格の範囲内で同じ入札価格を提示した者が２人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。入札価格が予定価格を超える場合は、最低価格で入札した者と随意解約により予定価格の範囲内で契約することがある。

９．本件に関するお問い合わせ先（申込書送付先）

〒761-8083　香川県高松市三名町東原５－６
香川県農業共済組合　総務部総務課　（TEL 087-888-2121　FAX 087-888-3031）
E-mail:soumu@nosai-kagawa.jp

令和８年 11 月 20 日
香川県農業共済組合
組合長理事　近藤賢司

導入の目的及び事業の概要

１　導入の目的

現在、医薬品等の管理については、家畜診療所（以下「診療所」という。）においては、各診療所で複数の Excel と Access 等により運用しているが、近年、診療所職員の減少等に伴い獣医師の医薬品等管理に係る事務処理に要する時間も増すなど、管理上の課題も多い。このため、個別管理の事務負担を軽減するため、本所・診療所の管理を一元化する。また、家畜共済事故低減情報システム（ＬＡＣシステム）と連携し、適正・確実な管理と効率化を図ることを目的とする。

２　事業の概要

（１）医薬品管理システムの対象

医薬品等の入札管理、発注・納品、在庫・棚卸、獣医師の持出登録

（２）システム開発・稼働までの範囲

アプリケーション開発、クラウド環境整備、データ移行、運用保守

（３）システム要件

別紙仕様書による「業務機能要件」「運用性要件」「保守性要件」「情報セキュリティ要件」等を必須要件とする。

診療所・獣医師別在庫管理、先入先出法による在庫評価、認証・権限管理、バックアップ・障害復旧、将来のＬＡＣシステム連携確保

（４）システム運用開始時期

令和９年３月 31 日までに組合が指定する日に納入、令和９年４月１日より運用開始。

医薬品等管理システム仕様書

この「医薬品等管理システム仕様書」は、香川県農業共済組合（以下「当組合」という。）が実施する医薬品等管理システムの導入及び運用保守業務について、一般競争入札により契約相手方を選定するに当たり、内容及び当組合が満たすべき要件を定めるものである。

１．システム化の範囲

以下の医薬品管理に係る業務をシステム化の範囲とする。

ア） 入札管理業務

医薬品購入に係る入札の管理業務（業者決定等）

イ） 医薬品発注(納品)業務

家畜診療に使用する医薬品等の発注(納品)業務

ウ） 医薬品在庫棚卸業務

医薬品の棚卸業務(組合毎及び診療所、獣医師毎)

エ） 獣医師による医薬品持出登録業務

医薬品の持出時の登録を行う業務

２．システムの要件

（１） 業務機能要件

対象システムは、ＬＡＣシステムと連携し、対象業務を適正、確実かつ効率的に実施できるシステムとして構築すること。

以下に示す要件は、特に記載がない限り必須要件とする。応札者は、別紙「仕様適合表」により各要件への適合可否を明示すること。

① 入札管理業務

本業務は、取引先業者の選定や医薬品価格の改定に伴いシステム内部の医薬品価格の更新作業等を行うものである。

機能要件は以下のとおりとする。

ア） 取引先業者の選定を行えること。

イ） 取引先業者の納品実績を集計できること。

ウ） 見積価格記入表（Excel 又は CSV 形式）を作成できること。

エ） 見積価格記入表を取り込めること。

オ） 取り込んだ価格をシステムに反映できること。

② 医薬品発注(納品)業務

本業務は、医薬品管理担当者等が医薬品の発注及び納品業務を効率的に行うためのものである。

機能要件は以下のとおりとする。

ア） 入札で決定した業者から発注されるよう制御できること。

イ） 入札で決定した購入価格が、発注時の単価として自動的に反映されること。

ウ） 購入伺い及び需要申請を登録し、印刷できること。

エ） 発注依頼データに購入伺いのデータを引用できること。

オ） 発注依頼のある物品についてのみ納品登録できること。

カ） 発注依頼に対する一部納品を登録できること。

キ） 納品状況を確認するための帳票を出力できること。

③ 医薬品在庫棚卸業務

本業務は、組合全体及び診療所単位の医薬品在庫を管理するものである。

機能要件は以下のとおりとする。

ア） 在庫金額を先入先出法により算出できること。

イ） 各診療所及び獣医師（診療車の車載分）ごとに棚卸情報を登録できること。

ウ） 棚卸在庫登録時に不整合データをチェックできること。

エ） 本処理を行う上で必要な帳票を出力できること。

オ） 診療所間の移管及び廃棄を登録できること。

カ） 月次締切後の棚卸情報を訂正できないよう制御できること。

（2） 画面要件

画面は、本仕様書に定める業務機能要件を満たし、利用者が円滑に操作できる構成とすること。具体的な画面デザイン及び画面遷移は、契約締結後、当組合と受託者との協議により決定する。

パッケージシステムを利用する場合は、応札時に本仕様書への適合状況を確認できる画面資料等を提出すること。

（3） 帳票要件

帳票は、本仕様書に定める業務を遂行するために必要な情報を出力できること。

具体的な帳票様式は、契約締結後、当組合と受託者との協議により決定する。また、帳票類は PDF 形式で出力できること。

（4） 規模要件（参考：令和 7 年度実績）

① 利用者数

対象システムの利用者は、当組合職員等であり、具体的には以下のとおり。

ア） システム管理者

別途指定する職員　4 人

イ）　業務担当者

家畜診療所の職員　21 人

② データ量

ア） 取扱医薬品数　529 件

イ） 年間発注数量　12,492 件

（5） 拡張性・柔軟性要件

将来的に当組合が使用する電子カルテシステムとの連携機能を追加できるよう、拡張性を考慮した構成とすること。

（6） 運用性要件

下記の運用要件を満たすこと。運用監視ツール等が必要となる場合は、その導入及び利用に要する費用を入札価格に含めること。

ア） システム操作・監視等要件

本システムは、原則として勤務時間内に安定して利用できること。また、繁忙期等における勤務時間外の利用にも対応できること。

イ） システム稼働中にバックアップを取得できる等、バックアップのために長時間のサービス停止を要しないこと。

ウ） プログラム、データ、各種ログ等の特性に応じ、日次又は定期的にバックアップできること。

（7） 保守性要件

ソフトウェア保守要件

ア） 障害発生時におけるシステム停止時間を最小限とするため、代替環境への切替えその他の復旧手段を有すること。

イ） ソフトウェアのバージョンを適切に管理できる仕組みを有すること。

ウ） セキュリティホールが発見された場合に、設定変更、セキュリティアップデートの適用等の対策及び事前の調査・検証を実施できる仕組み又は手順を有すること。

（8） 情報セキュリティ要件

下記の各セキュリティ要件は、当組合が求める必須要件とする。応札者は、別紙「仕様適合表」に適合可否を記載し、必要に応じて適合を確認できる資料を提出すること。

① 主体認証

システムにアクセスするシステム利用者、システム管理者、システム運用

要員及びシステム保守要員の一人一人を識別・認証する機能を有すること。

② 権限管理

ア） システムにアクセスするシステム利用者、システム管理者、システム運用要員及びシステム保守要員が用いるアカウントの管理（登録、更新、停止、削除等）を行うための機能を有すること。

イ） アカウント管理者による不正を防止するため、アカウントの管理を行う権限を制御する機能を備えること。

③ アクセス制御

システムにおけるそれぞれの職務・役割（システム利用者、システム管理者、システム運用要員及びシステム保守要員）に応じて、利用可能なシステムの機能、アクセス可能なデータ、実施できるデータの操作等を制限する機能を有すること。

３．システム開発・稼働までの範囲

システム稼働までの範囲は以下のとおりとする。これらの実施に必要な費用は、特に記載がない限り入札価格に含めること。

ア） システム要件を満たすアプリケーションの提供

イ） 対象システム稼働のための運用環境（クラウド環境）の提供

ウ） 対象システムの稼働に係る運用保守サービスの提供

エ） 既存システムからのデータ移行作業等

４．応札要件及び入札方法

（１） 第三者機関認定等

以下のいずれかの認定又は条件を１つ以上満たしていること。

ア） プライバシーマークの認定を受けていること。又はこれと同等の個人情報保護マネジメントシステムを確立していること。

イ） ISO 9001 の認証を取得していること。又は同等の品質管理体制を確立していること。

ウ） 本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含む ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）について ISO/IEC 27001 若しくは JIS Q 27001 に基づく認証を取得していること。又は同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。

（２） 導入・保守実績

以下のア及びイを満たすこと。ただし、ウに該当する場合はこの限りでない。

ア） 産業用動物向け医薬品管理システムの開発又は導入実績を有すること。

イ） 産業用動物向け医薬品管理システムの保守管理実績を有すること。
ウ） ア及びイと同等と当組合が認める産業用動物向け医薬品管理システムの開発・導入又は保守管理実績を有すること。

（3） 入札書の提出方法等

入札書は、持参又は郵送により提出できるものとする。郵送による場合は、当組合が別途指定する提出期限までに、指定する送付先へ必着するよう送付すること。

入札日時、提出期限、提出場所、送付先、封入方法その他の詳細は、入札公告等に定める。

（4） 仕様適合の確認及び価格競争

応札者は、別紙「仕様適合表」を提出すること。当組合が必須要件への適合を確認した応札者を一般競争入札の対象とし、落札者の決定は当組合の家畜診療所医療品購入規程及び入札公告等に基づき行う。

5．契約・納入条件等

（1） 納入成果物一覧と期限

成果物の納入期限は令和 9 年 3 月 31 日とする。また、納入成果物は書面及び電子媒体とする。

書面で提出する書類は、原則としてＡ 4 判とし、日本語で記載すること。部数は正副 1 部とし、電子媒体 1 部を併せて提出すること。電子媒体は原則として CD-R とし、ファイル形式は当組合で読み書き可能な形式とする。これ以外の形式を利用する場合は、事前に当組合と協議すること。

専門用語を使用する場合は、必要に応じて説明を付すこと。

（2） 納入場所及び納入条件

香川県農業共済組合　本所及び家畜診療所

詳細については、別途当組合担当職員の指示に従うこと。

（3） 契約・納入条件

ア） システムの納入に当たっては、当組合担当職員と十分に協議し、日程を調整した上で、指定する場所に納入すること。
イ） 本仕様を満たすために必要となる調整作業、設定作業及び動作確認等を実施すること。
ウ） システムのマニュアル（操作説明書等）を 3 セット添付すること（ＰＤＦ可)。なお、すべて日本語で記載すること。

エ） 本仕様書に定めのない事項については、当組合担当職員と協議の上、受託者の責任において対応すること。

オ） 本業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、速やかに当組合と協議の上、対応すること。

カ） 本業務の遂行に当たり、「個人情報の取り扱いに関する覚書」を取り交わし、個人情報の保護に努めること。

キ） 当該契約に当たっては、反社会的勢力の排除条項を盛り込むこと。

（４） 瑕疵担保責任および不具合への対応

本システムの検収完了後、１年以内に、仕様書との不一致、プログラムのバグ、その他システムの機能・性能に起因する不具合（以下「瑕疵」という。）が発覚した場合、落札者は本組合の請求に基づき、自己の費用と責任において速やかに該当不具合の修正、プログラムの改修、または代替物の納品（以下「補修等」という）を行わなければならない。

補修等によっても瑕疵が解決しない場合、または補修等に不当な遅延が生じた場合、組合は落札者に対し、損害賠償の請求、または本契約の解除を行うことができる。ただし、不具合の原因が組合の提供したデータ、指示、または組合が独自に改修したシステム環境の変更に起因する場合は、この限りではない。

（５） 合意管轄・協議解決

本仕様書に定めのない事項又は導入・保守を行う際の解釈に関して疑義が生じたときは、両社が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

仕 様 適 合 表

応札者は、各要件について「対応可否」欄に○又は×を記載し、必要に応じて確認資料・補足を記載すること。

No.	区分	要件	必須	対応可否	確認資料・備考
1	入札管理	取引先業者の選定を行えること	○		
2	入札管理	取引先業者の納品実績を集計できること	○		
3	入札管理	見積価格記入表（Excel 又は CSV 形式）を作成できること	○		
4	入札管理	見積価格記入表を取り込めること	○		
5	入札管理	取り込んだ価格をシステムに反映できること	○		
6	発注・納品	入札で決定した業者から発注されるよう制御できること	○		
7	発注・納品	入札で決定した購入価格が発注時の単価として自動反映されること	○		
8	発注・納品	購入伺い及び需要申請を登録し、印刷できること	○		
9	発注・納品	発注依頼データに購入伺いのデータを引用できること	○		
10	発注・納品	発注依頼のある物品についてのみ納品登録できること	○		
11	発注・納品	一部納品を登録できること	○		
12	発注・納品	納品状況を確認するための帳票を出力できること	○		
13	在庫・棚卸	在庫金額を先入先出法により算出できること	○		
14	在庫・棚卸	各診療所及び獣医師（診療車の車載分）ごとに棚卸情報を登録できること	○		
15	在庫・棚卸	棚卸在庫登録時に不整合データをチェックできること	○		
16	在庫・棚卸	必要な帳票を出力できること	○		
17	在庫・棚卸	診療所間の移管及び廃棄を登録できること	○		
18	在庫・棚卸	月次締切後の棚卸情報を訂正できないよう制御できること	○		
19	画面	業務機能要件を満たし、利用者が円滑に操作できる画面構成であること	○		
20	帳票	帳票類を PDF 形式で出力できること	○		
21	拡張性	将来的な電子カルテシステムとの連携機能追加を考慮した構成であること	○		
22	運用	勤務時間内に安定して利用でき、勤務時間外の利用にも対応できること	○		

No.	区分	要件	必須	対応可否	確認資料・備考
23	運用	バックアップのために長時間のサービス停止を要しないこと	○		
24	運用	プログラム、データ、各種ログ等を日次又は定期的にバックアップできること	○		
25	保守	障害時の停止時間を最小限とするための復旧手段を有すること	○		
26	保守	ソフトウェアのバージョンを適切に管理できること	○		
27	保守	セキュリティアップデート等を適切に調査・検証・適用できること	○		
28	セキュリティ	利用者、管理者、運用要員及び保守要員を個別に識別・認証できること	○		
29	セキュリティ	アカウントの登録、更新、停止、削除等を管理できること	○		
30	セキュリティ	アカウント管理権限を制御できること	○		
31	セキュリティ	職務・役割に応じて機能、データ及び操作権限を制御できること	○		
32	調達範囲	要件を満たすアプリケーションを提供できること	○		
33	調達範囲	クラウド運用環境を提供できること	○		
34	調達範囲	運用保守サービスを提供できること	○		
35	調達範囲	既存システムからのデータ移行作業に対応できること	○		

入　札　申　込　書

令和　　年　　月　　日

香川県農業共済組合長　殿

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印

件名：　家畜診療所医薬品等管理システムの導入及び運用保守業務

上記件名の入札について参加を申し込みます。

なお、「入札公告」の参加資格を有すること及び「香川県農業共済組合入札手順等について（入札心得）」に基づき、申し出た内容については事実と相違ないこと並びに本件に係る関係資料によって得た情報を第三者に対し開示・漏えいしないことを誓約します。

連絡先

部　　署	
氏　　名	
電　　話	
Ｆ　Ａ　Ｘ	
メールアドレス	

香川県農業共済組合入札手順等について（入札心得）

（平成29年5月9日 制定）
（平成30年7月10日 改定）
（平成31年3月11日 改定）
（令和元年10月1日 改定）

１　入札の一般注意

（１）入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等の契約担当者が示す書類(以下「入札関係書類」という。)を熟知するとともに、別紙の暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、入札しなければならない。
（２）入札者は、原則として、香川県農業共済組合（以下「組合」という。）が定めた様式により入札書を作成し、入札関係書類に示した日時及び方法において入札を行うこと。
（３）入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
（４）代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
（５）入札者は他の入札者の代理人となってはならない。
（６）入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
（７）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
（８）入札に際し、不正の行為があると認めたときは、その者の入札を拒絶することがある。

２　入札書についての注意

（１）入札書は１件ごとに別紙とすること。
（２）入札は１件につき１業者１通とすること。
（３)入札者の住所氏名欄は､法人にあっては法人の住所及び法人名並びに代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、代理人による入札の場合は、併せてその下段に代理人の氏名を記入し、代理人の印(委任状で届けた印鑑)を押印すること。
（４）入札金額はアラビア数字で記入すること。
（５）入札金額は訂正しないこと。
（６）既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

３　開札

開札は、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

４　落札者決定の方法

（１）予定価格の制限の範囲内で、最低価格でもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合及び総合評価入札の場合は、これ以外の者を落札者とすることがある。
（２）落札となるべき同額の入札者が２人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

（３）入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札することとし（郵便型入札は一度のみ）、再度入札に付しても、なお、予定価格を超える場合は、随意契約により予定価格の範囲内で契約することがある。

５　入札書に記載する金額

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、入札関係書類に特記のある場合は、この限りでない。

６　契約金額

入札書に記載される金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

なお、当該金額に１円未満の端数があるときは、単価契約を除き、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

ただし、入札関係書類に特記のある場合は、この限りでない。

７　その他

（１）無効入札

次のいずれかに該当する場合における入札は無効とする。

①　入札者が連合して入札したと認められる場合
②　入札に際し不正の行為があった場合
③　入札者又はその代理人が同一の入札について２以上の入札をした場合
④　入札保証金の納付を必要とする場合で入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合
⑤　入札書に氏名その他重要な文字が誤脱し、又は不明である場合
⑥　入札書の金額を訂正した場合
⑦　前各号に掲げるもののほか、入札者が契約担当者のあらかじめ指定した事項に違反した場合

（２）入札又は開札の取り消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

（３）契約の締結

落札者は、組合が指定する日までに契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により締結しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵送する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することがある。

物品購入の場合においては、発注書、申込書等を契約に代えることができる。

（４）予約完結権の譲渡禁止

落札決定者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

香川県農業共済組合に係る入札への参加、契約の履行に当たっては、関係諸規程並びに担当職員の指示事項を遵守し、決して不正の行為をしないことを誓約します。

また、当社(個人の場合にあっては私、団体の場合にあっては当団体)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者ではないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

(参考)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(抜粋)

(定義)

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力的不法行為等別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものにあたる違法な行為をいう。

(2) 暴力団その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3) 指定暴力団次条の規定により指定された暴力団をいう。

(4)・(5)略

(6)暴力団員暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)略

(国及び地方公共団体の責務)

第32条　国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

(1)指定暴力団員

(2)指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(3)法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

(4)指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

２～４略

(事業者の責務)

第32条の２　事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な第14条第１項に規定する措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない。